

災害関連の融資制度のご案内

道では、平成30年9月6日に発生した胆振地方中東部の地震により直接又は間接の被害を受けた中小企業者等の皆様の早期復旧と経営の安定を図るための融資制度をご用意しました。

1 制度の概要

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金	
	経営環境変化対応貸付【災害復旧】	
融資対象者	道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成30年9月6日に発生した胆振地方中東部の地震の直接又は間接の被害により、経営に影響を受けているもの <適用地域> 道内全市町村	
資金用途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000万円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内（据置2年以内）	
融資利率	固定金利 年1.0%（融資期間 5年以内） 年1.2%（融資期間10年以内） 変動金利 年1.0%（融資期間が3年を超える借入の場合に限る）	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする。 【保証料率】 経営状況に応じ年0.45%～1.90%（9段階） 特別小口保険適用の保証 年0.72%	
取扱期間	平成31年3月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。（併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億3千万円が限度となります。）

（裏面もご覧ください）

2 お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会に申し込みしてください。

※中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

【お申し込みに必要な添付書類】

- ① 決算書 2 期分
（2 期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表）
- ② 商業登記簿謄本（法人の場合）
- ③ 見積書又は契約書（設備資金の場合）
- ④ 道が別に定める様式による調書
（経営環境変化対応貸付（災害復旧）の融資に係る調書）
- ⑤ 市町村長等が発行するり災証明書の写し（直接被害を受けた場合のみ）

※金融機関及び保証協会において融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

〈お問い合わせ先〉

商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会、（公財）北海道中小企業総合支援センター又は次の道庁の窓口までお問い合わせください。

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	林檎総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619